

なつかしの国 石見
～ iwami ～

平成20年度決算数値

健全化判断比率



平成21年8月

～青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち～

浜田市

目次

1	地方公共団体の財政の健全化に関する法律…	1
2	健全化判断比率・資金不足比率	
	◆実質赤字比率	2
	◆連結実質赤字比率	3
	◆実質公債費比率	4
	◆将来負担比率・資金不足比率	5
3	現状の分析	
	◆実質赤字比率	6
	◆連結実質赤字比率	7
	◆実質公債費比率	8
	◆将来負担比率	9
4	資料編	10

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

▼平成 19 年 6 月に成立した『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』において、地方公共団体は、毎年度、次の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

▼また、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することが義務付けられました。

▼健全化判断比率に関しては、比率のうちいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、「早期健全化計画」を策定し、「自主的な改善努力による財政健全化」を行う必要があります。

▼また、比率のうちいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、「国等の関与による確実な再生」に取り組む必要があります。

▼平成 19 年度決算については、比率の算定・公表のみでしたが、平成 20 年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されます。

これにより、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合は、「早期健全化計画」を、「財政再生基準」以上となった場合は、「財政再生計画」を作成のうえ、財政の健全化に取り組む必要があります。

2 健全化判断比率・資金不足比率

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づく、健全化判断比率・資金不足比率については、次のとおりです。

◆実質赤字比率

【実質赤字比率とは？】

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すのが「実質赤字比率」です。

地方公共団体が自由に使いみちを決めることができる地方税や地方交付税を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等の実質的な赤字を示す比率です。

【浜田市の状況は？】

平成 20 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－%	12.53%以上	20.0%以上

赤字を生じていないため、赤字比率としては算定されません。

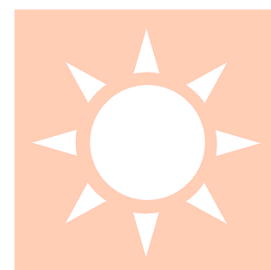
※黒字の割合＝2.47%

【赤字比率が生じた場合は、どうするの？】

毎年 4 月に始まり翌年 3 月に終わる地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出に対して不足してしまい赤字が生じることは、本来、望ましくありません。

仮に赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期に赤字を解消する必要があります。

赤字を解消する手段としては、歳出を削減する手段や歳入を増やす手段があります。



◆連結実質赤字比率

【連結実質赤字比率とは？】

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示すのが「連結実質赤字比率」です。

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など複数の会計に分かれています。

会計が分かれているといっても、地方公共団体としてひとつの団体ですから、全体の状況を把握することは重要です。一般会計は黒字であっても、別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況は良いとは言えません。

料金収入を財源として独立採算で行っている事業（例：水道などの公営企業）の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、その事業の経営努力や料金収入で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計にも大きな影響を与えかねません。そこで、それぞれの会計の赤字と黒字を合算して、その団体としての全体の資金不足の程度を把握するため、地方税や地方交付税等の財源の規模と比較して指標化したものが「実質連結赤字比率」です。

【浜田市の状況は？】

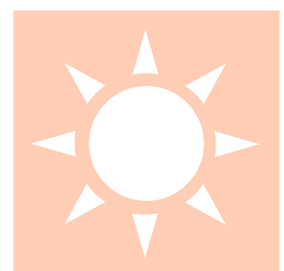
平成 20 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
－ %	17.53%以上	30.0%以上

赤字を生じていないため、赤字比率としては算定されません。

※黒字の割合＝6.03%

【連結実質赤字比率が生じた場合は、どうするの？】

実質赤字比率と同様、この連結の赤字も本来生じるべきものではありません。このため、仮に赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期に赤字を解消する必要があります。



◆実質公債費比率

【実質公債費比率とは？】

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すのが「実質公債費比率」です。

地方公共団体の長期（年度を越えるもの）の借入金を地方債といいます。この地方債の元金及び利子の支払いを「公債費」といいます。

一般会計における公債費は、当然のことながら、一般会計の義務的な負担となりますが、公営企業等他の会計の公債費に対して一般会計から繰り出す経費もあります。また、近隣市町村との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出の上、一般財源の標準的な規模を示す標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

【浜田市の状況は？】

平成 20 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
22.9%（3ヵ年度平均）	25.0%以上	35.0%以上

※単年度数値：平成 18 年度 = 26.02558
平成 19 年度 = 23.76424
平成 20 年度 = 18.95192 } 3ヵ年度平均 22.9%

【実質公債費比率が高いとどうなるの？】

公債費や公債費に準じる経費は義務的な経費であり、削減したり、先送りしたりすることが出来ないものです。この経費は、過去に行った施設整備等に基づく負担であり、現時点で施設整備等を縮減したとしても、効果が表れるのは将来においてであることから、この経費を短期間で削減することは困難です。

このため、比率が高まるほど、財政の弾力化が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まります。

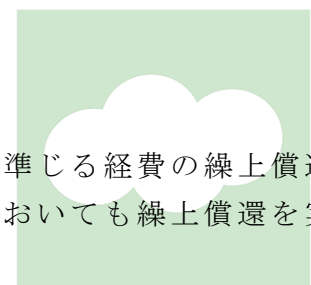
【実質公債費比率を引き下げる手段は？】

施設整備等の財源とするため地方債を発行した場合は、償還期限が終了するまで毎年度一定の公債費負担が発生します。

このため、比率を引き下げる手段としては、償還予定よりも早く、まとめて償還してしまう手段（繰上償還）や公債費負担の発生を少なくするために地方債発行を縮減する手段があります。

【平成 21 年度以降の比率はどうなるの？】

平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度に公債費や公債費に準じる経費の繰上償還を実施し、公債費負担額の縮減を図っています。（平成 21 年度においても繰上償還を実施予定。）このため、実質公債費比率は逡減する見込みです。



◆将来負担比率

【将来負担比率とは？】

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払う可能性がある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

地方公共団体の一般会計等が将来支払う負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計等の地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）のうち公債費に準じるもの、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計等が負担するもの、また、近隣市町村との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る地方債のうちその団体の負担分などがあります。

さらに、土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失を補償する契約をしているものについても、土地開発公社や第三セクターの経営状況によっては、将来負担をしなくてはならない場合もあり得ます。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

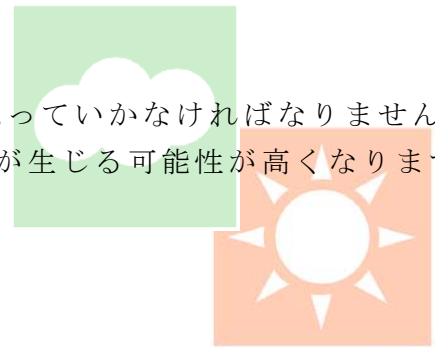
なお、この将来の負担額の計算にあたっては、地方公共団体が所有する基金（一部対象外基金あり）の額を将来の負担額から控除することとしています。

【浜田市の状況は？】

平成 20 年度算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
164.5%	350.0%以上	—

【将来負担比率が高いとどうなるの？】

将来において、地方債残高などの負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

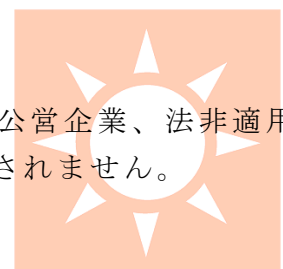


◆資金不足比率

【資金不足比率とは？】

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

浜田市の公営企業の決算状況は、7 ページのとおりです。法適用公営企業、法非適用公営企業とも資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されません。



3 現状の分析

◆実質赤字比率

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引	翌年度に繰 り越すべき 財源	実質収支額
一般会計	33,850,117	32,759,211	1,090,906	611,107	479,799
(一般会計等に属する特別会計)					
住宅新築資金等貸 付事業特別会計	3,079	3,079	0	0	0
一般会計等 決算額	33,852,104	32,761,198	1,090,906	611,107	479,799

※一般会計等の決算額につきましては、一般会計等に属する会計間の繰入、繰出の重複額を控除した額を計上していますので、一般会計等に属する会計の単純合計額とは一致しません。

【現状分析】

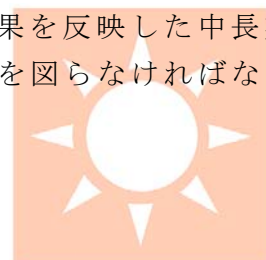
実質赤字比率を算定する一般会計等の決算については、上表のとおりであり、黒字決算となりました。

浜田市においては、市町村合併前から引き続けている収支不足が改善されず、「構造的収支不足」の解消が大きな課題となっています。歳出に対して歳入が不足するため、毎年度、財政調整基金などの基金を取り崩さざるを得ない状況にあります。

このような状況を解消するための取り組みとして、中期財政計画に基づく計画的な予算編成や集中改革プランに基づく行財政改革を実施しており、歳出決算額は縮小傾向にあります。平成20年度においては、これらの取り組みの成果により、平成19年度に引き続いて財政調整基金の取り崩しを回避することが出来ました。

財政調整基金の取り崩しは回避されたものの、財源対策分として地域振興基金の取り崩しを行っており、収支不足が解消されたという訳ではありません。

このため、今後の財政運営にあたっては、行財政改革及び合併効果を反映した中長期的な財政運営の数値目標を明確化し、「構造的収支不足」の早期解消を図らなければなりません。



◆連結実質赤字比率

(単位：千円)

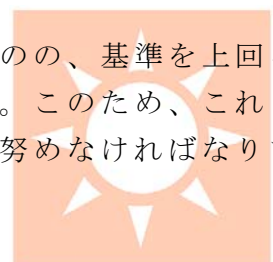
会計名	実質収支額	資金不足額 または剰余額	合計
一般会計	479,799	—	479,799
(一般会計等に属する特別会計)			
住宅新築資金等貸付事業特別会計	0	—	0
(一般会計等以外の特別会計のうち公営事業)			
国民健康保険特別会計(事業勘定)	24,955	—	24,955
国民健康保険特別会計(直診勘定)	0	—	0
駐車場事業特別会計	1,083	—	1,083
老人保健医療事業特別会計	△53,338	—	△53,338
後期高齢者医療特別会計	287	—	287
(一般会計等以外の特別会計のうち法適用公営企業)			
水道事業会計	—	350,709	350,709
工業用水道事業会計	—	363,640	363,640
(一般会計等以外の特別会計のうち法非適用公営企業)			
公設水産物仲買売場特別会計	—	337	337
国民宿舎事業特別会計	—	0	0
公共下水道事業特別会計	—	73	73
農業集落排水事業特別会計	—	1,035	1,035
漁業集落排水事業特別会計	—	6	6
生活排水処理事業特別会計	—	25	25
簡易水道事業特別会計	—	405	405
合計	452,786	716,230	1,169,016

【現状分析】

連結実質赤字比率の算定対象となる全会計の決算状況については、上表のとおりであり、全体としては黒字決算となりました。

赤字が生じた老人保健医療事業特別会計につきましては、医療給付費等に対する支払基金交付金及び国庫支出金が所要額に対して過少に交付されたため（未交付分は翌年度に交付されます。）であり、浜田市の責によるものではありません。

下水道事業、簡易水道事業については、赤字が生じてはいないものの、基準を上回る一般会計からの繰入金により収支均衡を保っている状態にあります。このため、これらの事業については、基準内の繰入金を前提とした料金収入の確保に努めなければなりません。



◆実質公債費比率

▼算定結果

平成 19 年度（3 カ年度平均）：25.1%

平成 20 年度（3 カ年度平均）：22.9%（2.2 ポイント減）

【平成 19 年度】

（単位：千円、%）

	17 年度（単年度）	18 年度（単年度）	19 年度（単年度）	3 カ年度平均
分 子	4,067,593	4,165,731	3,711,312	—
分 母	15,809,778	16,006,294	15,617,213	—
算定結果	25.72834	26.02558	23.76424	25.1

【平成 20 年度】

（単位：千円、%）

	18 年度（単年度）	19 年度（単年度）	20 年度（単年度）	3 カ年度平均
分 子	4,165,731	3,711,312	2,985,649	—
分 母	16,006,294	15,617,213	15,753,805	—
算定結果	26.02558	23.76424	18.95192	22.9

【現状分析】

平成 20 年度数値については、22.9%（3 カ年度平均）となり、平成 19 年度：25.1%（3 カ年度平均）に比して 2.2 数値が改善しました。

これは、平成 17 年度（単年度）と平成 20 年度（単年度）との比較において、分子にあたる実質的に公債費として取り扱う額が大幅に減少したことにより 6.77642 数値が改善していることが影響しています。

公債費負担のピークが平成 17 年度・平成 18 年度であったことや公債費に準じる債務負担行為に基づく支出が大きな負担になっていたことなどにより、実質的に公債費として取り扱う額は多額となっていました。このため、平成 19 年度の実質公債費比率は早期健全化基準の 25.0%を超える高い水準となり、県内 8 市の中でもワースト 1 でしたが、公債費等の繰上償還を実施（平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 カ年度にて実施）し、公債費負担の軽減を図っているため、数値が 22.9%まで改善しています。

早期健全化基準の 25.0%を下回ったものの、健全段階の目安とされる 18.0%を上回る状況であるため、引き続き改善に向けた取り組みを行う必要があります。

公債費負担がピーク時であった平成 17 年度（単年度）：25.7%、平成 18 年度（単年度）：26.0%をピークに平成 19 年度以降は繰上償還の効果及び投資的経費の縮減による地方債発行抑制の効果により単年度数値が逡減することとなります。これにより、3 カ年度平均数値も同様に逡減することとなります。

◆将来負担比率

▼算定結果

平成 19 年度：171.0%

平成 20 年度：164.5%（6.5 ポイント減）

▼算式

平成 19 年度

（単位：千円）

分子	将来負担額	—	充当可能財源等	=	結果
	76,283,418		49,572,423		26,710,995
分母	標準財政規模	—	算入公債費等の額	=	結果
	19,051,774		3,434,561		15,617,213

平成 20 年度

（単位：千円）

分子	将来負担額	—	充当可能財源等	=	結果
	75,383,694		49,453,281		25,930,413
分母	標準財政規模	—	算入公債費等の額	=	結果
	19,374,677		3,620,872		15,753,805

【現状分析】

平成 20 年度においては、公営企業債等繰入見込額の増加（437,919 千円）、退職手当負見込額の増加（56,189 千円）があったものの、地方債現在高の大幅な減少（△1,192,473 千円）により将来負担額は 899,724 千円の減少となりました。

充当可能財源については、基準財政需要額算入見込額が増加（585,006 千円）したものの、基金取り崩し等による減少（△704,148 千円）が上回ったため、119,142 千円の減少となり、分子への計上額は、前年度比 780,582 千円の減少となりました。

分母については、地方交付税において「地方再生対策費」が創設されたことにより、前年度比 136,592 千円の増となりました。これらの結果、前年度比 6.5 ポイント減の 164.5% となっています。

今後については、将来負担額に計上される数値は引き続き減少傾向となると考えられます。充当可能基金についても、減少幅が少ないと見込まれることから、分子に計上される将来負担額は減少傾向を示すと推測されます。

分母に計上される数値については、今後の地方財政制度の動向次第ではありますが、現在の手厚い制度は時限的なものであると捉え、減少傾向を示すものと推測されます。

これにより、将来負担比率に関しては、短期的（2～3 年間）には改善傾向を示す（分子減に対して分母増のため）と見込まれますが、それ以降に関しては、現状維持もしくは僅かながら悪化傾向を示す（分子分母ともに減のため）ものと推測されます。

4 資料編

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

平成19年6月

I 健全化判断比率の公表等

○地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならないこととする。

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

II 財政の早期健全化

1 財政健全化計画

○健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないこととする。

2 財政健全化計画の策定手続等

○財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

○財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができることとする。

III 財政の再生

1 財政再生計画

○再生判断比率（I ①～③）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないこととする。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

- 財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

○再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

○財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起こすことができる。

5 国の勧告、配慮等

○財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。

○再生振替特例債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について国及び他の地方公共団体は適切な配慮を行う。

IV 公営企業の経営の健全化

○公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、Ⅱ2、3及びⅤ1と同様の仕組みを設ける。

V その他

1 外部監査

○地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならないこととする。

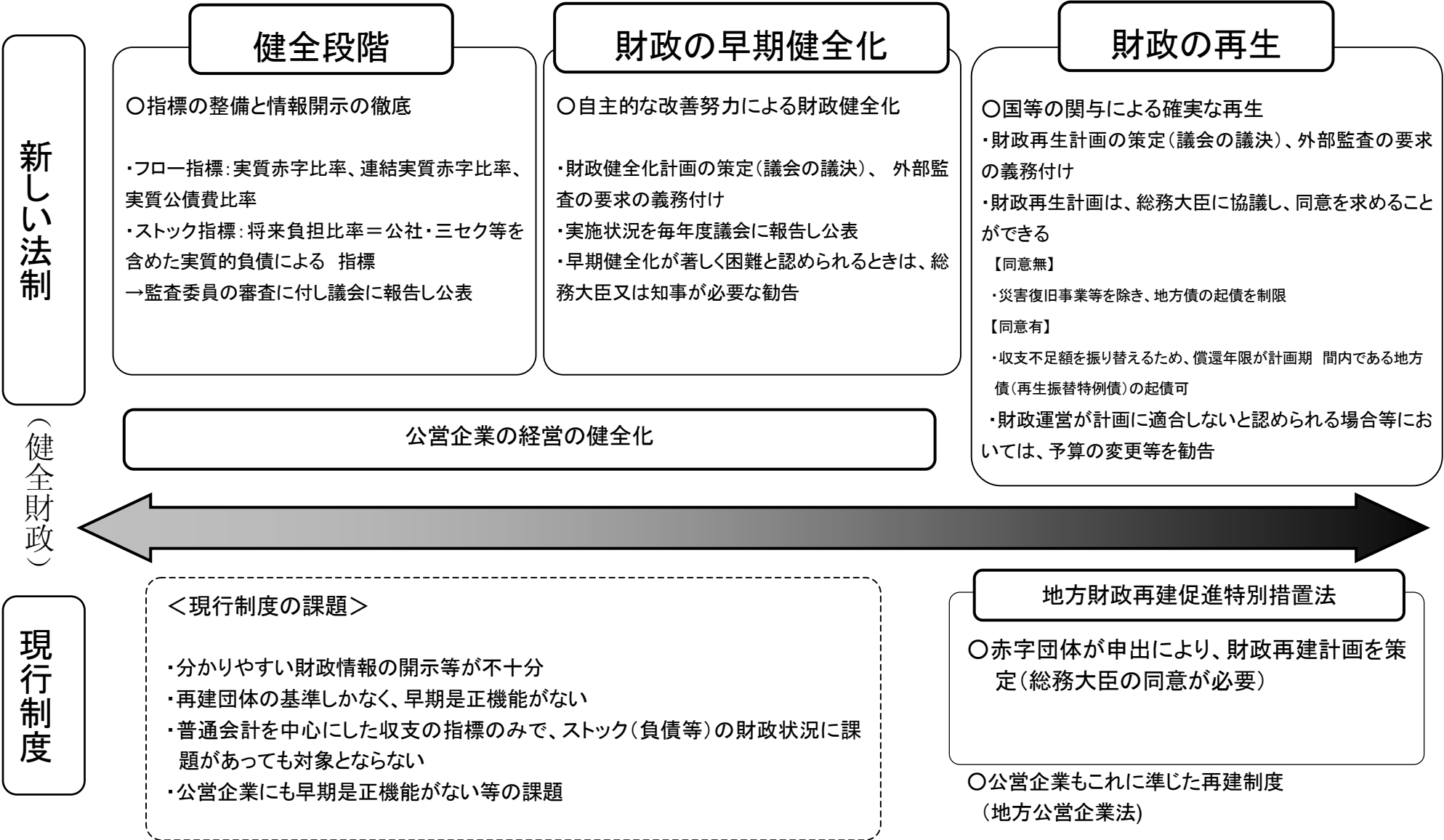
2 施行期日等

○健全化判断比率の公表は、公布後1年以内から、他の義務付け規定については、地方公共団体の予算編成機会の付与等の観点から、平成20年度決算に基づく措置から適用する。

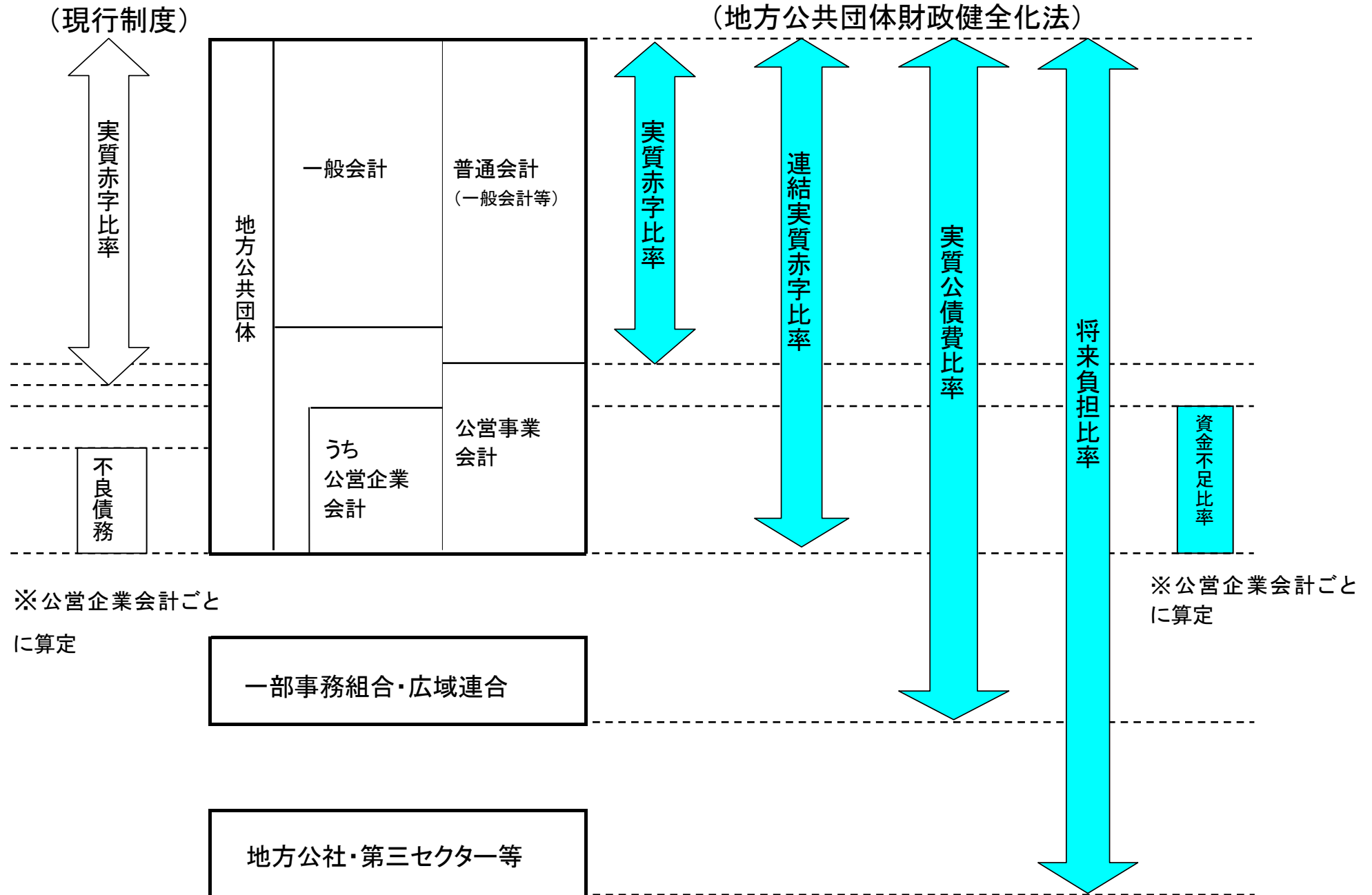
○国等に対する寄附を当分の間原則禁止することとしている現行再建法の規定を引き続き設ける。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ＋ロ) － (ハ＋ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金＋準元利償還金) － (特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 － (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3カ年平均}$$

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

将来負担額 ー

(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率＝

標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○将来負担額から控除されるもの

- リ イからへに充当することができる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

※ 公営企業の経営の健全化では、資金不足比率(資金の不足額／事業の規模)を用いる。

- ・資金の不足額: 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
- ・事業の規模: 料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額